



島教保第184号
令和3年9月9日

各県立学校長 様

島根県教育委員会教育長
(保健体育課)
(社会教育課)

部活動における新型コロナウイルス感染症対策について (通知)

令和3年8月27日付け島教保第165号で通知したこのことについては、下線部の箇所を変更し、下記のとおり取扱うこととしますので、適切に対応いただきますようお願いいたします。

なお、今後の感染拡大状況により、期間、内容等が変更される可能性がありますので、県教育委員会が示す関連情報を注視していただきますようお願いいたします。

記

- 1 期 間 令和3年9月9日から9月30日まで
- 2 通常の活動 (1) 活動開始前に、顧問等立ち会いによる検温及び健康状況の確認をすること。
(2) 週当たり2日以上 of 休養日を設けること。(平日1日以上、かつ土日祝1日以上)
(3) 活動時間は、平日90分以内、土日祝120分以内とすること。
※活動場所への移動にかかる時間は除く
(4) できる限り少人数単位での活動とすること。
(5) 各競技団体や文化芸術団体が示す感染症対策に関するガイドラインを徹底すること。
(6) 部室・更衣室の使用については、できる限り短時間・少人数での利用とし、不必要な会話・飲食を行わないようにすること。
- 3 練習試合等 (1) 練習試合や合同練習等、県内外を問わず他校と交流する活動は禁止とする。
※平時から合同部活動を実施している場合は除く
(2) 合宿は、自校のみで行う場合も禁止とする。
- 4 大会参加 (1) 公式の大会・演奏会(高体連・高野連・高文連、各競技や文化芸術活動の統括団体等が主催するもの)で、学校長が認めるもののみ参加可とする。加えて、県外で開催されるものにおいては、主催者及び開催地の自治体が示す感染症対策を確認した上で、改めて必要性を十分に検討し、慎重な判断をすること。
- 5 活動時間外 (1) 自主練習等は行わないこと。
(2) 活動終了後の帰宅途中においても、感染症対策を徹底しながらすみやかに帰宅すること。
- 6 その他 (1) 上記以外の留意事項については「新型コロナウイルス感染症に対応した県立学校運営ガイドライン」及び「部活動における県外への移動に係る新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」により、引き続き感染症対策を徹底すること。

【担当】

保健体育課 小倉 Tel.0852-22-5426
社会教育課 佐草 Tel.0852-22-5427